

後期高齢者医療制度に関する Q&A

※この Q&A は、愛知社保協の質問に対する愛知後期高齢者医療広域連合事務局の回答です。

項 目	質 問	回 答
被保険者	愛知県の被保険者数見通しは。	2008年度63万人超 2009年度66万人超
	従来、社会保険の被扶養者で、新たに保険料負担が生じる被保険者見込み数は。	愛知県の数は不明。 全国で被保険者が約1,300万人の内、約200万人が新たに保険料負担の生じる人とのこと。 (この割合だと、愛知県で約10万人となる)
医療給付費	医療給付費見通しは。	2007年度実績を基に算出すると、2008年度は給付の伴う11カ月分で約4,500億円、2009年度は約5,200億円
保険証	被保険者証の有効期限は。	1年の有効期限とする。毎年8月1日～翌年7月30日の期限となる。
	被保険者証の大きさ・材質・形態は。	カード形式の大きさで、材質は紙タイプ(ただし、破れにくい材質のもの)。被保険者一人一人に発行する。
保険料	愛知県の保険料はいくらになるか。所得割・均等割それぞれの内訳を。	仮算定の段階であり、公表できない。
	広域連合独自の減免制度は。	災害、所得激減、給付制限の場合の減免を準備中で、低所得者向けの減免は考えていない。
	保険料軽減について、高齢者2人世帯の所得金額は、夫婦別々に考えるのか。夫2割軽減、妻7割軽減ということがあるか。	2人の合計の所得金額で軽減を認定するので、夫婦同一の軽減割合となる。 夫2割軽減、妻7割軽減ということはない。
	7割軽減のための所得は、「被保険者＋世帯主」の所得とされているが、「世帯主」の定義は。住民票上は子どもが世帯主となっても、保険料を親が負担しておれば、軽減のための所得は親の所得のみで考えればよいのか。	「世帯主」は、住民票上の世帯主であるので、子どもが世帯主の場合、子どもの所得と被保険者本人の所得を合算する必要がある。国保のような擬制世帯における世帯主変更の手続きは想定されていないと考えている。
一部負担金の減免制度	医療費一部負担金の減免制度は、どのような内容で定められるか。	災害、所得激減、給付制限の場合の減免を準備中で、低所得者向けの減免は考えていない。
葬祭費	支給額と総予算、保険料への影響額は。	給付額5万円×4万人(1年の死亡者)＝20億円 20億円÷65万人＝約3,000円(年)
健診	後期高齢者の健診はどうするか。自己負担金は。受診率見込みと総予算、保険料への影響額は。	実施する。自己負担は無料。補助しないといっていた国が、補助金を支出することになった。 国は24%の受診率を想定しているが、愛知県はもう少し高い受診率を前提に、予算を組む予定。
高額医療費	75歳の誕生日は、誕生日までと以降の医療費は別々に計算されてしまうのか。	老人保健は月単位の認定だったが、後期高齢者医療制度は誕生日を堺にしているため、誕生日の高額医療費(高額療養費)は別々に計算される。